

毎年5月は「消費者月間」です。消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する啓発や教育などの各種事業を集中的に行っています。

消費者庁が設定した今年の統一テーマは「デジタル時代に求められる消費者力とは」です。デジタル化やAI（人工知能）などの技術が急速に進化し、私たちの生活は便利で豊かになる一方で、様々なリスクが指摘されています。デジタル時代の消費生活を楽しむため、この機会に、「気づく・断る・相談する」力をさらに高めていきましょう。

県消費生活センターでは、消費生活に関する知識の普及を目的に、「消費生活出前講座」を無料で実施しています。啓発DVDの上映やワークショップ（体験型の教室）などを通じて、実際にあったトラブルの事例とその対処法を楽しく学ぶことができます。

講座は土日や夜間のほか、オンラインにも対応しています。消費者トラブルに遭わないためにも、町内会や高齢者サロン、学校の授業、職場の研修会など、様々な場面でご利用ください。

また、消費生活センターと地域を結ぶボランティア「消費生活サポーター」を随時募集しています。消費生活に関する情報を身近な人に伝えるほか、地域で起きた消費者トラブルをセンターまで情報提供することが主な活動です。個人の知識や経験にあわせ、無理のない範囲での活動をお願いしています。

おかしいなと思ったり、不安を感じたりしたら、消費者ホットライン「188」番にお電話ください。相談窓口につながり、専門知識を持った消費生活相談員による助言や、弁護士や専門機関など適切な相談窓口への紹介を通じて、解決に向けた支援を行います。

相談は無料で、秘密は守られます。電話相談が難しい方は「国民生活センター」ホームページ内の「自己解決をサポートするFAQサイト」や、県消費生活センターによるウェブ相談もご利用ください。

問い合わせや申し込みは、県消費生活・地域安全課（023-630-3237）まで。